

マイナンバーカード・電子証明書の更新について

マイナンバーカードと電子証明書(マイナンバーカードに搭載)には以下のとおり有効期限があります。

①	マイナンバーカード	発行日から10回目の誕生日まで(※1) ※18歳未満の方は5回目の誕生日まで
②	電子証明書	発行日から5回目の誕生日まで(※2) ※マイナンバーカードにある記載欄はご本人様に記載いただく欄のため、空欄の場合や更新手続後も5回目の誕生日の年月日のままになっている場合があります。



マイナンバーカードの電子証明書は、「健康保険証利用」「証明書コンビニ交付サービス」「マイナポータルログイン」「e-Tax(税の電子申告)」等で利用しています。

電子証明書の有効期限を迎えると、電子証明書を利用した各種サービスの利用ができなくなります。(本人確認書類としての使用はマイナンバーカードの①有効期限を迎えるまで可能です。)

電子証明書の更新を行ったか確認する場合は、上記のサービスにログインをすることで、確認することができます。(電子証明書の有効期限を更新していない場合、ログインした際にエラーメッセージが表示されます。)

【有効期限通知書について】

マイナンバーカードや電子証明書の有効期限2～3か月前に「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書 在中」と記載された封筒(青色)がJ-Lis(地方公共団体情報システム機構)から「転送不要」で郵送されます。

住所転送の手続きがされている場合は有効期限更新の案内が届きません。その場合でも更新手続きをすることができます。(有効期限まで3か月未満になった日から手続き可能です。)

① マイナンバーカードの有効期限を迎える場合(※1)

有効期限通知書に申請書IDや申請用QRコード、紙の申請書と返信用封筒が同封されて郵送されます。市役所へ来庁できない場合は、スマートフォンや郵送などの方法で申請ができます。

受取の際には、市役所へ来庁していただく必要があります。(受取案内がハガキ(転送不要)で郵送されます。)受取の際に、新しいマイナンバーカードへ暗証番号を設定する手続きがあります。前回と同じ暗証番号を使用する場合には、暗証番号が分かるものをお持ちください。

② 電子証明書のみ有効期限を迎える場合(※2)

電子証明書の更新手続きは市役所市民課で行います。

更新の手続きでは暗証番号(英字と数字を組み合わせた6桁～12桁の暗証番号と数字4桁の暗証番号)の入力が必要です。マイナンバーカードを交付した際に作成した暗証番号記載票(緑のA4用紙)等をお持ちください。また、更新後は約1日、電子証明書を使用することができなくなるため、ご注意ください。

【お問合せ】 市民課 マイナンバーカード担当 ☎63-1111 内線311